解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月十二日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十日

静岡県浜松市天竜区春野町豊岡二一三〇番地

宗教法人戒光院

清算人　渥美　義久

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十日

大阪府豊中市西緑丘三丁目二〇番二八号

ＮＰＯ法人ジオクリーン・オーガニゼイション

清算人　井上　啓司

配当公告

富山県砺波市矢木三六三番地の二

破産者　サワダホーム株式会社

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十年（フ）第一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三二九、八八九、八〇〇円

一、配当することのできる金額

金一〇、九八八、四七三円

平成二十二年十二月十日

富山県高岡市広小路二七番一号カネソビル

破産管財人　斉藤　寿雄

配当公告

石川県小松市白江ナ一番、二番

破産者　北日本土木株式会社

右の者に対する金沢地方裁判所小松支部平成二十一年（フ）第二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五〇一、五一四、七一〇円

一、配当することのできる金額

金一七、五六〇、四〇七円

平成二十二年十二月十日

石川県金沢市尾張町一丁目二番一号第一大手町ビル二階　破産管財人　割出　雄一

配当公告

愛知県新城市八束穂九七〇番地六、開始決定時の住所愛知県新城市稲木八六九番地三六

破産者　彦坂　啓二

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十年（フ）第一二一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七三、三〇九、七八三円

一、配当することのできる金額

金一一、一八六、八七二円

平成二十二年十二月十日

愛知県豊橋市前田町一丁目二番地の一一

破産管財人　柴田　肇

配当公告

三重県熊野市五郷町桃崎四八九番地の五

破産者　株式会社下垣内建設

右の者に対する津地方裁判所熊野支部平成二十一年（フ）第六五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一一一、三四二、九八八円

一、配当することのできる金額

金二、二三九、七八九円

平成二十二年十二月十日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階

破産管財人　**北薗**　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県河辺郡河辺町和田字北條ケ**崎**一四三番地、最後の住所秋田県秋田市牛島東七丁目二〇番六―八号　被相続人　七　金　竹一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十日

事務所秋田市山王六丁目一番一号

相続財産管理人　司法書士　菊地喜久雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市四ツ屋町一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　淡嶋　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十日

群馬県藤岡市立石新田二五番地一

相続財産管理人　倉澤　省三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市本町四七〇一番地、最後の住所大阪府泉佐野市本町一番一六号

被相続人　亡　射手矢昌之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

任意清算公告

当社は、平成二十二年六月三十日総社員の同意をもって解散いたしました。ついては、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月十日

愛知県新城市富沢四〇三番地の一

合資会社金沢製材所

代表社員　金沢　昭三

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 22 年 12 月 10 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①野村不動産株式会社　②国土交通大臣(1)1370　③代表取締役　鈴木弘久　④東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　廃止したる従たる事務所　千葉県市川市行徳駅前２丁目11　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　野村不動産株式会社　代表取締役　鈴木弘久

①株式会社サカイ引越センター　②大阪府知事(1)53439　③代表取締役社長　田島治子　④大阪府堺市堺区石津北町56番地　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市堺区石津北町56番地　株式会社サカイ引越センター　代表取締役社長　田島治子